

町田市フォトサロン指定管理者募集に関する質問及び回答

番号	※1 募集要項	※2 業務基準書	質問	回答
1		P. 10~ P. 11	現在の運営体制について、配置スタッフのシフト表、正職員および臨時職員および常駐・非常駐などをご教示ください。	現在、(1)正職員3名(学芸員、職業指導員、生活支援員)、(2)臨時職員6名(学芸補助、職業指導員、生活支援員)、(3)就労継続支援サービス利用者14名がいます。 1日あたり(1)(2)合わせて3名体制で運営しています。 (3)の就労継続支援サービス利用者は1日あたり6名から8名体制で、来館者への対応、館内外の清掃、写真展準備等を行っています。
2		P. 5 P. 11 P. 13	施設の修繕について、修繕費の考え方、過去の修繕実績、今後の修繕予定をご教示ください。	修繕費の考え方は業務基準書に記載のとおりです。 過去3年間の修繕実績は以下のとおりです。 ・町田市で実施 2020年度 0円 2019年度 379,500円 2018年度 0円 ・指定管理者で実施 2020年度 402,835円 2019年度 206,484円 2018年度 262,008円 今後の修繕予定について、現在確定しているものはありません。
3		P. 9~ P. 10	現管理者の広報実績一覧をご教示ください。	2020年度は町田市の広報紙「広報まちだ」に、企画事業のお知らせ等の情報を13回掲載しました。 その他指定管理者が独自に広報活動を行っています。
4	P. 4		自社保有施設内で開催した写真展は、「類似施設」での開催として実績になるかご教示ください。	当該施設が「文化芸術基本法」第8条から第14条に記載された文化芸術に関する活動等を行いたい一般利用者への貸出を常時行っている場合は、「これに類する施設」と判断します。 さらに、その施設において、1年における開館期間のうち展示としての利用が2分の1以上ある場合は、「展示施設」としての実績が1年あると判断します。
5			利用料金の減免について、年間どのくらい発生しているかご教示ください。	2020年度は利用料金の減免を行っておりません。
6	P. 4		町田市内で運営している店舗は、事務所・事業所として認められるかご教示ください。	当該店舗が契約等の締結の権限を有しており、指定管理期間中も利用者からの要望・苦情を独自で処理できるのであれば認められます。
7	P. 4		県立の恩賜公園の指定管理実績(構成団体として参加)は、募集要項4-(1)応募資格に該当するかご教示ください。	公園の指定管理実績は「文化施設又はこれに類する施設における管理業務の実績」には含まれないため該当しません。
8	P. 4		応募資格としてグループ会社の実績は対象になるかご教示ください。	対象になりません。
9		P. 4	利用者からの要望や苦情などの一覧をご教示ください。	2020年度は要望や苦情などの報告は受けておりません。
10		P. 9	現行のホームページの所有権およびそのホームページをそのまま引き継ぐ(使用する)ことは可能かご教示ください。	現行の指定管理者との協議事項になります。
11	P. 6		選定委員の氏名をご教示ください。	町田市指定管理者候補者選考委員会委員の氏名は、町田市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。 https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/siteikanri/sHITEIKANRISYAIINKAI/GAIYOU.HTML

※1 募集要項：町田市フォトサロン指定管理者候補者募集要項

※2 業務基準書：町田市フォトサロン管理運営指定管理業務基準書(案)